

消防予第45号
平成29年2月28日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公印省略)

大規模倉庫に係る防火対策の更なる徹底について

平成29年2月16日(木)に埼玉県三芳町において、大規模な倉庫で延焼拡大し、消火活動に長時間を要する火災が発生しました。

当庁においては、火災鎮圧後に直ちに職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官の火災原因調査を行っているところです。

今後、調査結果を踏まえて対応を検討する予定ではありますが、類似の火災の発生を防止するため、管内に存する下記1の大規模倉庫に対し、特に下記2及び3の事項に留意の上、立入検査を実施すること等により防火対策の徹底を図るとともに、下記4により調査を行うようお願いします。

なお、本火災を踏まえた違反建築物への指導及び大規模倉庫に係る調査について、国土交通省住宅局建築指導課長から各都道府県建築主務部長あて別添のとおり通知がなされていますので、立入検査及び是正指導に当たっては、関係部局との必要な連携を図るようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、その旨周知されるようお願いします。

記

1 対象とする防火対象物

- (1) 消防法施行令(以下「令」という。)別表第1(14)項に掲げる防火対象物で、延べ面積5万㎡以上のもの
- (2) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物で、(14)項の用途に供する部分の床面積の合計が5万㎡以上のもの

2 当面の防火対策の内容

- ア 防火管理の実施状況や消防用設備等の設置状況に係る消防法令違反がある場合は、火災発生時に被害が拡大することが予想されることから、違反が認められる場合にあっては、重点的に改善指導を図るとともに、必要に応じ、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずること。特に、重大な消防法令違反がある場合は、速やかに警告・命令等の厳格な措置を講ずること。
- イ 防火区画を形成するための防火シャッター及び防火扉の閉鎖障害となる物件が置かれること等のないよう適切に管理すること。
- ウ 火災発生時の初動対応について、再徹底を図ること。特に、通報、初期消火、避難誘導のほか、当該防火対象物の構造その他消防活動上必要な情報の消防隊への提供について、消防計画に定める内容を確認するとともに、必要な体制構築を図ること。また、必要に応じ、当該情報の提供体制について、消防本部において作成する警防計画等との整合を図ること。
- エ 倉庫の収容物に危険物に該当する物品が含まれる場合は、その数量の合計が指定数量未満になるよう在庫管理を徹底すること。

※ 上記1(1)及び(2)に掲げる防火対象物よりも小規模な令別表第1(14)項に掲げる防火対象物又は(16)項に掲げる防火対象物（(14)項の用途に供する部分が存するものに限る。）であっても、アからエまでに示す当面の防火対策の指導が必要と考えられるものがある場合は、各消防本部の実情に応じて、防火対策の徹底を図られたい。

3 関係機関との連携

「建築物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築について」（平成27年12月24日付け消防予第480号）により、合同での立入検査の実施を検討するなど、連携に努められたいこと。

4 実態調査

上記1(1)及び(2)に掲げる防火対象物^{注)}の状況について、別紙の実態調査要領に従って調査し、回答願います。

※ 回答期限

消防本部から都道府県 平成29年3月17日（金）

都道府県から消防庁 平成29年3月24日（金）

注) 上記1(1)及び(2)に掲げる防火対象物よりも小規模なもので、各消防本部の実情に応じて、上記2に示す当面の防火対策の徹底のため立入検査を実施したものがある場合は、当該防火対象物の状況についても回答願います。

消防庁予防課 企画調整係

千葉、桐原、庄司

電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533

電子メール：fdma-yobouka119@soumu.go.jp

別紙

大規模倉庫に係る実態調査要領

1 調査内容

(1) 防火対象物の概要

ア 用途（(14)項、(16)項イ又は(16)項ロ）

イ 建築物種別（耐火建築物、準耐火建築物、その他の別）

ウ 面積（建築面積、延べ面積、）

※ (16)項に掲げる防火対象物については、(14)項の用途に供する部分の床面積の合計を含む。

エ 階数及び無窓階となる階の数

※ (16)項に掲げる防火対象物については、(14)項の用途に供する部分が存する階（以下「倉庫階」という。）の数及び最上階並びに倉庫階のうち、無窓階となる階の数を含む。

オ 収容人員

※ (16)項に掲げる防火対象物については、(14)項の用途に供する部分の収容人員を含む。

カ 設置されている消防用設備等（義務設置、自主設置）

キ 少量危険物の届出状況

(2) 消防法令違反及び是正措置の状況

ア 違反状況

(ア) 消防用設備等の違反（設置維持違反、点検の未報告）

(イ) 防火管理違反（防火管理者の未選任、消防計画の未届出、消防訓練の未実施、避難上必要な施設等の管理不適）

(ウ) その他の消防法令違反

イ 是正措置の状況

(ア) 行政指導、警告、命令

(イ) 履行期限

2 回答要領

- (1) 消防本部（東京消防庁・各指定都市消防本部を含む。）
調査様式（※別途メールで電子ファイルを送付します。）に別添の記入要領に従い、必要事項を入力し、平成 29 年 3 月 17 日（金）までに都道府県消防防災主管部まで回答願います。
- (2) 都道府県
ア 都道府県内における各消防本部からの回答を調査様式上ひとつのシートにとりまとめ、平成 29 年 3 月 24 日（金）までに電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。（宛先：fdma-yobouka119@soumu.go.jp）
イ その際、ファイル名は「〇〇県」とし、送付願います。
- (3) 備考
集計の関係上、数字データについては半角で入力し、また、調査様式のセルの結合等、様式の変更は行わないこと。

3 その他

消防庁長官の火災原因調査の結果や当該調査結果を踏まえた今後の対応の検討等により、調査を追加する場合があります。

国住指第 4158 号
平成 29 年 2 月 28 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

大規模倉庫に係る防火対策の徹底について

平成 29 年 2 月 16 日(木)に、埼玉県三芳町の大規模倉庫において、延焼の拡大によって消火活動に長時間を要する火災が発生したところであるが、国土交通省においては、火災鎮圧後、職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、原因調査等を行っているところである。

今後、調査結果等を踏まえて対応を検討する予定であるが、当面は、類似の火災の発生を防止するために、大規模倉庫に対する防火対策等について、下記のとおり、指導の徹底を図られたい。あわせて、大規模倉庫の現状を把握するため、実態調査についても協力をお願いする。

なお、本火災を踏まえた防火対象物に対する指導について、総務省消防庁予防課長から別添のとおり通知がなされている。防災査察の実施、是正指導等を行うにあたっては、関係部局との連絡を密接に行うよう留意されたい。

本件については、貴管内の特定行政庁にもこの旨指導方お願いする。

記

1. 実態調査について

(1) 対象とする建築物

倉庫の用途に供する部分の床面積が 50,000 m²以上の建築物とする。なお、この場合、倉庫業を営むものであるかどうかを問わない。

(2) 調査内容

上記の対象建築物について、下記のイ、ロ又はハに関し、建築基準法令違反となっているものがないかどうか確認を行い、当該違反が確認された場合には、適切に是正措置を講じること。

イ) 防火区画を構成する部分である「床及び壁」並びに「防火設備」の撤去等によ

り、防火区画の設置状況が不適切な状態にある。

ロ) 防火設備について、物品の放置や劣化・損傷等により、閉鎖障害が生じる状態にある。

ハ) 非常用の進入口及び代替進入口（以下「非常用の進入口等」という。）について、物品の放置等により進入に支障がある状態にある。

※ 違反物件等の情報を把握した場合は、「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について（平成 18 年 5 月 11 日付け国住指第 541 号）」及び「違反行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の対応について（平成 23 年 9 月 8 日付け国住安第 28 号）」に準じて、必要に応じて事実関係を公表又は地方整備局等を通じ国土交通大臣へ当該情報を提供するようお願いする。

(3) 回答方法

別紙の実態調査要領に従って、上記 1 に掲げる建築物の状況について調査し、その結果を回答すること。

なお、調査の実施に当たっては、貴都道府県において、管内特定行政庁の報告内容を取りまとめて、国土交通省まで報告書を提出すること。

2. 当面の対応

倉庫の用途に供する部分の床面積が 50,000 m²以上の建築物、過去に行った防災査察等で指導した事項が是正されていない建築物などに重点を置いて、倉庫を対象とした防災査察を実施すること。

3. 関係機関との連携

「建築物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築について（平成 27 年 12 月 24 日付け国住指第 3541 号）」により、合同での立入検査の実施を検討する等、連携に努められたい。